

川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会（第2回）

日 時 平成24年11月12日（月）15：00開会

場 所 川崎区役所 7階 会議室

出席者

別紙 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会委員出席者

司会

お待たせいたしました。ただいまより、川崎駅帰宅困難者等対策協議会を開催させていただきます。なおこの協議会は公開としておりますのでよろしくお願ひします。それでは議事に入る前にお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第、一枚物です。その後に

座席票

委員名簿

資料1 川崎駅周辺における災害時の課題

資料2 行動ルールの考え方

資料3 川崎市周辺帰宅困難者対策ワークショップ開催要領

参考資料1 川崎駅周辺における災害時の課題

参考資料2 行動ルール策定の考え方

前回議事録

国土交通省資料 今回の都市再生特別措置法の改正

資料は以上でございますが、よろしいでしょうか。

それではただいまから協議会を開始させていただきたいと思ひます。これからにつきましては座長の方からお願ひしたいと思ひます。

小林座長

はい、危機管理室長の小林でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。先々月、9月に1回目を開催いたしまして、本日2回目ということで帰宅困難者等対策協議会を開催させていただきます。本日は、災害があったときどのように対応するかということで、駅、民間施設及び行政の役割の件についての内容ですが、たまたま本日午前、お昼頃になりますが、東扇島にある東京電力東扇島火力発電所の配管から液化天然ガスが漏れたという事故が発生しています。やはり川崎駅周辺というのは地震だけでなくコンビナートも抱えているという課題もございますし、常日頃から災害に対応することを、このようなかたちで協議することは大切だと思ひしておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは議事に従いまして進行の方を進めさせていただきたいと思います。最初に議事1の川崎駅周辺における災害時の課題について、事務局の方から説明をお願いいたします。

議事1 川崎駅周辺における災害時の課題について

浅岡係長

川崎市総務局危機管理室、浅岡と申します。議題1の川崎駅周辺における災害時の課題について御説明させていただきたいと思います。

その前に、委員名簿ですが、前回9月3日協議会から若干改正させていただいておりまして、12番にあたる川崎アゼリア株式会社さんにつきまして、平成23年3月11日の東日本大震災の際にも多くの帰宅困難者を受入れていただいたのですが、前回は商業施設等として御参加いただいたところですが、一時滞在施設として協定の締結が平成24年10月1日に済みましたということで、一時滞在施設の欄に入っていました。

では資料1を御覧ください。川崎駅周辺における災害時の課題ということで資料を作らせていただいております。東日本大震災の教訓ということで交通機関等のマヒにより、川崎も多くの帰宅困難者が発生いたしました。こういったことを踏まえまして、課題を抽出して、地域の実情に応じた、川崎駅周辺地域全体としての対応策を検討していこうということで、官民が連携した川崎駅周辺の災害時行動ルールを策定していこうということで、本日の協議会を開催させていただいている次第です。協議会の設置は、先ほど申したように9月3日に設置をさせていただきました。その後、先月10月中になりますが、行動ルールをつくるにあたって川崎駅には多くの施設がありまして、そういった施設において大地震が発生した場合、どのような動きをされるのか、それぞれの施設における対応方法について、まずはきちんと確認していこうということで、現況の把握として施設のヒアリング調査をさせていただいたところですが、それを受けまして、行動ルールの策定ということで、本日議題の2で協議いただこうと思っておりますが、行動ルールの案を用意させていただいているところです。行動ルールを策定した後、取り組みに着手して、効果の検証を踏まえまして、よりよい行動ルールを作っていこうという流れを考えております。

まずは現況の把握なのですが、1番目、川崎駅周辺の地域の概況ということで、この資料の1の他に、参考資料1の目次とありまして、参考資料1-1から1-13まで用意をさせていただいております。もう一度資料1に戻りまして、主なものとしては、市内最大としての商業、サービス業、金融業等の都市機能が川崎駅周辺に集積していること、そして駅利用者数も多いということで、一日平均乗車数がJR川崎駅では18万人越え、京急川崎駅では5万人超えとなっており、通勤・通学の他、最近では買い物等の目的による利用が増加しております。2番目に川崎市直下の地震マグニチュード7.3が発生した場合の地震の被害想定はどのような感じかということで、川崎駅周辺では震度6弱、または震度6強になるという算定結果を先日公表させていただいたところですが、そうすると周辺の建物も揺れによる大破または中破の被害が見られ、揺れによる人的被害も発生します。そして多くの帰宅困難者等が発生するという想定があります。3番目には川崎駅周辺施設の

現況把握のためのヒアリング調査ということで、先ほど説明させていただいたとおり、駅、大型小売店舗、ホテル、一時滞在施設等にそれぞれヒアリングをさせていただきました。東日本大震災における施設での対応内容について、そして災害発生に備えた取り組みの内容ということで、施設の安全確認、避難方法、従業員等への周知、備蓄等、これらについて取組内容を確認させていただいたところです。そして、災害がいざ発生した場合の対応内容ということで、利用客等の安全の確保、避難誘導、非常用発電施設がどのような状態になるのかというところをヒアリングさせていただきました。

各施設へのヒアリングにより明らかになった主な課題ということで、6項目挙げさせていただきました。避難誘導方法について、施設の安全が確認できない場合の避難先です。こちらについては、施設によって避難所だったり、あるいは広域避難場所であったり、一時（いつとき）避難場所であったり、各施設によって定めている、いざという時の避難する先の設定方法が様ではなかったということです。それから情報提供の方法です。帰宅困難者に対する一時滞在施設等の安全な場所への誘導方策をどうしていくか。そして非常用電源、地域間における燃料の融通等におけるエネルギーバックアップについても検討する必要があります。そして施設間での連携ということで、集客施設間の災害時の連携体制を確認しておく必要があります。それから地域間の連携ということで、駅、区役所、一時滞在施設間、それぞれの情報伝達網の整備というのも確立していく必要性もあります。最後に、備蓄品の整備です。従業員や利用客等の保護用の備蓄の促進、それについても課題だということで、大きくとらえまして6つの項目を挙げさせていただいたところです。

4番目ですが、川崎区危機管理協議会帰宅困難者対策部会でも、各施設における東日本大震災発生時の対応ということで検討項目がありますので、そちらについても本日資料を用意させていただいたところです。参考資料の説明に入ります。まずは川崎駅周辺地区のまちづくりから抜粋した資料になります。首都圏における川崎市の位置づけということで、川崎市は首都圏の拠点都市のひとつとして、自立性の高い都市等の形成や隣接都市との連携の強化、そして右図の分散型ネットワーク構造図のように、広域都市機能を支える交通ネットワークの強化などの役割などを担っています。そして川崎市における川崎駅周辺の位置づけということで、下の図の川崎市の都市構造のイメージ図でもありますが、東京そして横浜といった隣接都心拠点の間に位置しておりますが、臨海部の空と海からの交通アクセスもございますので、そういった地理的条件や交通機能なども踏まえ、民間活力を生かした、個性と魅力のあふれた拠点の形成を目指すとともに、日本を、そして世界をリードする先進技術が集積する都市、そういった川崎の玄関口となっているのが川崎駅だということになります。川崎駅の周辺について商業施設、オフィスビル、集合住宅などの都市機能の集積状況につきまして、簡単に参考資料1-2の図で表させていただきました。川崎駅周辺の都市機能の集積具合を示した図として、赤い丸が銀行の本店ということで1箇所。赤丸の白抜きのは銀行の支店、青の塗りつぶしの企業のビル、そして青丸のテナントビル、そしてインフラ関連、こちらは通信施設なのですが、そういった施設が集積してい

ます。また、近年、駅周辺で開発が進んでおりまして、多くの住居マンションの建設が進んでおります。そして、ピンクの丸で表示しているのですが、大型商業施設がたくさんあります。それから黄色い丸、宿泊施設なのですが、丸で囲っているのが少ないですが、もう少したくさんこれ以外にもあります。これらの一覧を写真で示したものが参考資料1-3になります。こちらで、この写真で示しているのですが、図のところ、黒い枠線で囲っているところがあります。こちらの黒い枠につきましては、都市再生緊急整備地域ということで、川崎駅周辺地域として指定されているエリアとなります。

続きまして駅周辺の交通特性を見ていただきたいと思いますので、参考資料1-4を御覧ください。こちらは川崎市の人の動き、第5回パーソントリップ調査から抜粋させていただいた資料になります。目的別の発生集中量を見てみると、右側に川崎市全体とありますが、濃い黄色のその他の私事なのですが、平成10年から比較して、飛躍的に大きく伸びている。全体的なトリップ数自体も大きく伸びているのですが、外出先からの私事の目的移動のトリップが増加しています。特に川崎区のほか、幸、中原、高津、それぞれのところで大きく増加しているところが見受けられます。そして、下の図なのですが、代表交通手段分担率ということで示されておりまして、こちらをしてみますと、市全体で鉄道の利用割合が増加しているということがわかります。これからすると川崎駅も他の駅もそうなのですが、基本的にこれまで従業員だとか、あるいは学校だとか通っている人たちが多く使われていたものが、最近になって商業施設、お買い物客の鉄道利用者が増えているということがこの資料から見るができます。その次に参考資料1-5なのですが、川崎直下の地震の想定ということで、現在、東日本大震災を踏まえた川崎市地域防災計画の見直しに向けて、東日本大震災対策検討部会で最新の知見に基づく地震被害想定調査を行っています。川崎市の図があって、オレンジ・黄色で塗りつぶされた図があるのですが、こちらは先日、9月18日に揺れによる想定震度がどのくらいかというのを表したものです。想定地震について川崎市直下の地震マグニチュード7.3ということで、再検証ということで書かせていただいているのですが、2年前にも同じような調査をさせていただいたのですが、最新の知見を取り入れて再度計算をしたものを9月18日に公表させていただいたのがこの図となります。この地震が川崎市に最も大きな被害をもたらす地震ということで現在見直しに向けて、火災被害あるいはライフライン被害、その他の被害についても検討を進めているところですが、川崎駅周辺の想定震度を見てみますと、黄色あるいはオレンジ、震度6強あるいは震度6弱となる想定となっています。そして、揺れによる建物被害、それから人的被害ということで川崎区と幸区がどのくらいの被害が、建物の大破・中破、死者も含めどのくらいになるか試算をした結果も閉めさせていただきました。それから6ページになるのですが、今回の地震被害想定調査の中で、各主要駅における帰宅困難者想定数を計算する予定となっております。現在計算を進めているところです。残念ながら現在計算途中ですのでこの場ではその想定数をお示しできずに大変申し訳ないのですが、前回の調査の中で、川崎市内で帰宅困難者がどのくらい見込まれるのかというものを

計算しておりますので、その表を用意させていただきました。こちらのデータですが、平成17年の国勢調査のデータを基に従業員と通学者が自宅までの距離に応じた帰宅困難割合、資料中の文書で示させていただいておりますが、10キロまでは全員徒歩で帰れる、10キロから20キロは1キロ増えるごとに10%ずつ帰宅困難者が増加して、20キロ以上に至っては100%帰宅断念者になるということで、こういった割合にて帰宅困難者の想定数を算出しております。この表では、他の地域から川崎市に通っている方、そして川崎市から他の地域へ通っている方、それぞれのどのくらいの方が帰宅困難者になるのかということで算出しております。一番下の合計欄を見ていただきますと、他の都市から川崎市の方に入って帰宅困難者になる方が44万3千人強ということで想定しています。このように帰宅困難者が多数出てくる想定の中で、川崎駅周辺ではどうやって行動ルールを作っていくのかということで、先ほど説明させていただきましたように、参考資料1-6になりますが各集客施設に対してヒアリングをさせていただきました。対象施設は駅、集客施設、ホテル等18施設になります。おおまかなヒアリング内容として、全部で7項目を御報告させていただきます。避難誘導先なのですが、施設内に避難スペースがあって、いざとなったらそこに利用客を避難させますよという施設は2施設でした。施設外の避難スペースに誘導しますよという施設が3施設、利用客を近くの広域避難場所に避難するという施設が4施設、近くの避難所へ誘導しますよという施設が2施設、特に誘導先を指定していないという施設が7施設ありました。建物内の避難誘導まではするのですが、施設から1歩外に出てどこに避難するかというところまでは設定していないというところが7施設もありましたことについて、問題があると認識いたしました。2番目、通信設備の状況です。衛星携帯、MCA無線、トランシーバーなどを保有してどこに連絡をするかということで、本社と連絡しますよという施設が9施設、PHS、トランシーバーでフロア間の連絡手段で持っていますよという施設が6施設、特になにもないという施設が3施設ございました。ということから、区役所や市役所といった行政と連携を組めるような特段の通信設備をお持ちのところはほとんどありませんでした。3番目になります。非常用発電の供給範囲、稼動可能時間、燃料種別、燃料タンク容量ということで調べた結果を参考資料1-10に示しました。自家発電設備の設置状況ということで、それぞれの施設で、非常用発電装置をお持ちなのですが、燃料は重油だったり、あるいは軽油だったり、バッテリーだったり、稼動時間も含めて様々でした。ただ、どうしても利用客を保護するにあたって、例えばトイレの供用だとか、あるいは通信手段の確保だとか、安全点検など、様々な点において電気は必要であると思います。停電により、安全確保すらできない状況も考えられるということで、このこともヒアリングを通じて改めて課題として認識いたしました。各施設で持っている自家発電について、どこまで機能させればよいのかも重要ですので、地域における燃料の融通を地域で考えていくことも検討課題であると思っております。それから、参考資料1-6に戻りまして4番。行政や近隣の他民間施設との連携体制はどうなっているかということで、協定や専用回線も含めてありますというのが3施設で、ほとん

どの施設さんで協定や専用回線を特に持たないということでした。5番について、施設内での備蓄について、社員分を備蓄しているという施設が8施設、帰宅困難者分も備蓄しているという施設が3施設ありまして、特に社員分も含め備蓄はないという施設が7施設ございました。それから6番。災害発生時の施設の安全点検チェックリストなのですが、いざ利用者あるいは従業員、あるいは帰宅困難者を保護するにあたって、施設が安全か安全ではないかのチェックが、まずどのくらいのタイミングでできるかがネックとなっております。施設の安全チェックリストが備えてあってチェックができるというのが7施設、多くの場合がチェックリストはないというのが実状でした。それから最後になりますが、AED、救急セットの設置状況ということで、参考資料1-11で参考までにつけさせていただいたところです。ハートマークのところ、AEDが設置してある施設となります。各施設では、それぞれ施設内での応急措置ということで、AEDを整備されていると思いますが、いざというときに、大地震が起こった場合は通信の錯綜ですとか、あるいは道路上の災害に伴いまして、消防車がなかなか到着できないという場面で、なかなか消防隊に引き継げない場合の応急対応として、どうやって地域と連携をして、生命をつないでいくかを確認していくことも重要であると思っております。各施設のヒアリングの他、参考資料1-12になりますが、通信事業者における災害時の通信インフラ確保に向けた取組みということで、NTT、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクということで、それぞれの緊急時に備えた体制、通信ネットワークの確保に向けた取り組み、停電に備えた取り組み、災害エリアでの通信確保に向けた取り組みを整理させていただきました。各通信事業者では東日本大震災を踏まえまして災害対応が進んでおります。主にヒアリングの内容は以上となりますが、参考資料1-7に戻りまして、各施設へのヒアリングをした時に、およその利用者数も聞きまして、概算となりますが川崎駅周辺に発災直後どのくらいの人が集まってくるのかというものを示させていただきました。滞在者の混雑度について1平米あたり4人を基準といたしまして、1平米あたり4人以上になった場合は混雑している、4人未満の場合は混雑していないと判別させていただきました。東口の方は約1万5千人が滞在・滞留をするということで相当な混雑が予想され、西口においては約7千人ということで1平米あたり4人には満たないのだけれど、それくらいの人たちが集まるということになっています。ただ、この試算なのですが、川崎駅周辺の各施設の利用客から割り出したところでありまして、例えば企業がここに、川崎駅に近づいたり、あるいはもっと遠くの、臨海部とか様々なところから川崎駅にか集まってこられる方が集まったりしますと、この数字以上の人たちが集まり、より混雑度が増してくることが予想されます。参考資料1-8になります。集まった人たちが結局、交通手段がなくなって帰宅困難者になるわけですが、歩いて帰る方がいらっしゃるということで、徒歩で帰宅できない滞留者の推計、そして周辺施設から駅に集まってくる従業員たちがどのくらいかということで、ある程度パーソントリップ調査結果を踏まえながら推計させていただいたところ、東口・西口それぞれに約6千人が留まるということに想定になっております。ただこの数字も先ほど申したとおり、近く

の企業、あるいは臨海部の企業が駅の方に流入してくるとこれ以上の数になるということになります。続きまして参考資料1-9になります。こちらについては災害が起こって、それから一時滞在施設まで通うまでのルートになるのですが、ボトルネックとなる部分、右側の方に書かせていただいておりますが、狭い道路・通路が赤、狭い場所というのが青、広場に障害というのが緑、あとボトルネックとなるものがピンク色で書かせていただいたところです。これらの地点では著しい滞留が起こり、場合によっては将棋倒し等が発生するというので、これらの滞留した帰宅困難者の人たちをどうやって安全な場所に誘導していくかということが鍵となります。そのボトルネックの解消に向けて、どうすべきなのか、そういったところも今後、議論が必要になってくると考えられます。資料1に戻りまして、これらのような数々の現況がございました。この協議会で課題を共有して、対応方法について検討を重ねながら川崎駅周辺における災害時の行動ルールを作成し、訓練を通じて検証していこうということでぜひ皆さんに御協力いただきたいと思っております。次に、参考資料の1-13ですが、こちらにつきましては川崎区役所危機管理協議会帰宅困難者対策部会の資料となります。簡単に、当該協議会の事務局である川崎区役所から説明させていただきます。

はい、私、川崎区危機管理担当課長の野と申します。お手元の参考資料1-13ということでA3の用紙の方、こちらについて簡単に御説明させていただきたいと思っております。こちらについては、川崎区危機管理協議会、帰宅困難者対応部会におきまして7月27日、9月3日、両日部会を開いたのですが、それで整理しました問題点、検討事項の一覧となっております。こちらの方には各委員さんが入っていただきまして、各団体さんの意見、問題点それぞれ具体的に出していただいたものをまとめたものとなっております。ひとつひとつ話していきますと非常に時間がかかってしまうので、簡単にということで。整理の仕方としましては、市の方でまとめていただいた課題と共通点みたいなものもあるかもしれませんが、まず一枚目、資料1にまとまっているのが種別のところで整理されているのですが、施設関係の課題・問題点についてそれぞれの団体さんから意見が出されたものをまとめさせていただいております。もう一枚めくっていただきますと、こちらにつきましては備蓄関係で反省点、問題点、課題となっているものを整理させていただいております。それぞれこちらに書かれておりますアゼリアさん、京急さん、それぞれ問題点となっていることを書かせていただいております。またその下の方には、情報連絡体制について。こちらについて課題となっているものを整理させていただいております。もう一枚めくっていただきますと、広報とかたちでひとつ川崎消防署のものを書かせていただいております。最後その他ということでどの種類にも当たらないものについては、それぞれ項目ごとに書かれております。中身としてはかなり区役所でまとめているものは具体的な現場の声のものがこういったかたちで3. 11のときに課題になって問題点になっているということが書かれています。この中には川崎駅周辺以外のものも含まれていますが、川崎駅のものにつきましては、この協議会の中で検討していく、また区の方から提案して

いきたいと思っております。今回のこの協議会の中には区の部会の方も多く含まれておりますので、詳しい話は省略させていただきたいと思っております。以上です。

小林座長

はい、有難うございます。質問については後ほど一括でお受けしたいと思っておりますので、議題の2、行動ルールの策定に関して説明いただきたいと思います。お願いいたします。

議題2 行動ルールの考え方について

浅岡係長

議題2の行動ルールの策定の考え方ということで、資料2の方を御覧ください。官民が連携した川崎駅周辺の災害時行動ルールの策定に向けた考え方ということで、目標の案として、大規模災害時における滞在者の安全の確保及び混乱の抑制を図っていくことを掲げさせていただきました。行動ルールの内容について全部で3本柱として掲げさせていただいております。

一つ目は、組織は組織で対応する自助の部分です。まずは身の安全の確保、そして落ち着いた行動を、ということで、組織は従業員及び利用者の安全確保に努めます。そして従業員及び利用者へ正確な災害情報を伝える。そして従業員及び利用者は正確な災害情報が把握できるまでむやみに移動を開始しない。こちらの3点について自助の部分として掲げさせていただきました。なお、集客施設や駅等、それから事業者や学校でとるべき行動の例ということで、内閣府と東京都の共同で設置している首都直下地震帰宅困難者対策協議会というのがあります。そこで利用者保護ガイドライン、そして帰宅困難者対策ガイドラインというものを作っております。参考資料2-1になります。参考資料2-1の首都直下地震帰宅困難者対策協議会ということで、まず1ページ目に大規模な集客施設や駅等における利用者保護のガイドラインということで協議会の方から発表したものがあります。内容につきましては、2ページ目の目次で確認いたしますと、平常時そして発災時、それぞれの平常時において利用者保護に関する計画をまず策定しましょう、そして利用者はどうやって保護していきましょうか、そして日頃からの施設の安全確保、そして守るための利用者のための備蓄のあり方、そして訓練による手順の確認というものをガイドラインの方で国が示しております。発災時においては施設の安全性の確認、そして一時滞在施設への誘導、そして3番目に建物や周辺が安全でないために、利用者保護が出来ない場合の対応、そして災害時要援護者への配慮、5番目で利用者に対する情報提供というのを示しております。こちらについては、細かい部分については割愛させていただきたいと思っております。それから17ページをお開きください。参考資料2-2ということで、同じ協議会で事業所における帰宅困難者対策ガイドラインというものを策定しております。こちらについても目次を御覧いただきたいと思いますのですが、こちらも平常時、発災時、こちら第3章で混乱収集時以降があるのですが、平常時の企業における施設内待機のための計画策定と従業員等へ

の周知、2番目に企業等における施設内待機のための備蓄について、3番目に平時からの施設の安全確保、4番目で従業者等との安否確認手段、従業者等との家族との安否確認手段の確保、5番目で帰宅ルールの策定、そして6番目なのですが訓練等による定期的な手順の確認となっております。発災時については、企業による従業員等の施設内待機、施設内に待機できない場合の対応、そして防災活動への参加が書いてあります。第3章、企業で混乱収集時以降ということで、電車が動き出したというところで企業等における帰宅開始の判断というのもガイドラインで示しているところです。こちらについても細かいところは割愛させていただきたいと思います。

36ページをお開きください。国の方で都市再生安全確保計画制度というのを立ち上げておきまして、都市再生安全確保計画を活用した川崎駅周辺における帰宅困難者などの安全対策の推進について示させていただいているところです。

大変申し訳ないのですが、もう一度資料2の方にお戻りいただきまして、2番目の柱です。地域が連携して対応する共助の内容が、今御紹介させていただこうとする内容になっています。まず何をするかということで、正確な情報の提供と適切な誘導で混乱を解消していこうということで、関係者間で正確な情報の共有に向けて連携していこうと。具体的な情報としては交通情報とか、あるいは災害情報が考えられます。そして共有した情報を関係者それぞれが可能な手段で帰宅困難者にどう提供できるかという情報の提供方法、そして関係者間の連携により帰宅困難者を適切な誘導。そして、怪我人、急病人への応急の対応。この場合は先ほども説明させていただいた通り、通信網が錯綜、あるいは道路事情等による救急車の到着が遅くなってしまった場合の生命の連鎖をどう守るかというところの応急対応について地域で考えていこうと。そして、災害時要援護者への対応ということで、それぞれの方をどうやってサポートできるのかということです。

それから3本目の柱ですが、公的機関のサポート、公助ということで、地域における対応をサポートということで提示させていただいております。正確な情報の収集と伝達、混乱防止に向けた整理・誘導、そして災害情報のホームページ等での提供、これらの地域連携あるいは公的機関のサポート、こういったものをどういうふうにしていこうかというのが参考資料2-3の内容になります。平成24年度は計画策定に向けた基礎データの収集・分析ということになっております。こちらについて、今年度は内閣府の補助制度もありまして、その補助制度を活用して進んでいこうということです。今回の協議会の施設へのヒアリングあるいは地域の特性の調査についても、こちらの内閣府の補助制度を活用させていただいているところです。四角枠の中に書かせていただいているのですが、川崎駅帰宅困難者等対策協議会、市独自協議会と書かせていただいているのですが、第1回が24年9月に開催させていただきました。第2回が本日になりまして、川崎駅周辺の地域特性、そして東日本大震災の教訓を関係者間で共有し、関係機関との役割分担の明確化、連携体制の強化などについて協議をしていこうとしています。第3回目の平成25年1月は、ワークショップによる行動ルールの検証ということで、行動ルールの案を作りまして、都市

再生安全確保計画を策定にむけて準備を進めていこうというのが今年度の主な取り組みになっています。平成25年度、37ページになりますが、こちらなのですが国土交通省の補助制度を活用して都市再生確保計画をどう作っていくのかというところでして、第1回、第2回、第3回の都市再生緊急整備協議会会議と紹介させていただいているのですが、こちらが法律に基づく協議会の開催。こちらの協議会の中で今年、平成24年度に議論させていただいた内容をさらに深化させていただきまして、ソフト対策あるいはハード対策も含めまして川崎駅の周辺の帰宅困難者への対応に地域が連携して図っていこうということで最後のところに書かせていただいておりますが、平成26年3月の第3回の協議会で都市再生安全確保計画を策定していこうと考えているところです。

もう一度資料2の方に戻りまして、こういった取り組みを進めていこうということで、行動ルールの策定を踏まえた、各組織、まずは役割分担を明確化していこうということで、各々の対応内容や地域で抱える課題を関係者間で共有し、連携しながら取り組みを推進していこうということで、行政、駅、集客施設、企業や学校、一時滞在施設等の主体ごとに事前の備え、発災時の対応内容を整理していければと考えております。そして整理した後、訓練等により行動ルールを検証し、事前の備え及び発災時の対応内容の見直し、拡充を図っていこうということです。行動ルールの策定に向けた役割分担なのですが、資料2をおめくりいただいて4ページになりますが、各組織における役割分担たたき台と書かせていただいております。4ページ目は事前の備えということで、行政そして駅・集客施設、そして企業・学校それぞれの各主体が事前の備えでとるべき行動というのをたたき台として示させていただいているところです。5ページ目は発災後、行政、駅・集客施設等、そして企業・学校等がそれぞれどのような対応をしていけるのかということで、役割分担たたき台で書かせていただいているところです。おおまかに説明させていただきますと、従業員・利用客、あるいは従業員・生徒等の安全確保、そしてそれぞれの利用客・従業員の安否確認の方法の確保もありますが、施設の安全点検も踏まえていただいて、施設の安全が確認できた場合と確認出来ない場合ということで、矢印が分かれています。安全な場合は施設内で待機していただきたい。そして安全でない場合は、例えば駅前広場へ御案内して、そこから適切な場所へ誘導していく方法があるのではないかと。企業・学校では、駅というより避難所へ御案内をした方がよろしいのではないかとというような投げかけになっております。駅・集客施設等のところに、商店街、自主防災組織の中でもどのような役割分担ができるのかということで、書かせていただいております。施設の外にいる帰宅困難者の方に駅前広場へ御案内していただいたり、要援護者を支援していただいたり、応急手当、そしてガス等を使用しないなどの安全な状態での営業ができるところは、営業を継続するという考え方もあるかもしれません。企業・学校等では、学校は市立保育園・学校等であらかじめ定められた方法で安否状況を提供、それ以外の学校は各々の事業者があらかじめ定めた方法で安否状況を提供。通信業者においては通信回線の維持、あるいは非常用電話の設置。そしてバス・タクシー事業者については、運行情報を提供していただいたり、バ

ス輸送ができるようであれば、それも御検討いただいたりということで、それぞれをたたき台ベースで申し訳ないのですが、提案内容として示させていただいております。

6ページになりますが、一時滞在施設というところで、一時滞在施設と区役所・関係機関との連携が必須な状態となっております、その連携も含めて図に示させていただいております。平常時については地域と連携しながら帰宅困難者対応の準備をするということで、主要ターミナル駅ごとの協議会の設置をし、各主体の役割の確認、連絡体制の確認、駅等での訓練等の計画や実施、一時滞在施設の設置・運営ガイドラインの見直し、帰宅困難者の抑制、帰宅支援策の検討、帰宅困難者対策等の広報は市でやりましょうということを書かせていただいているところでして、いざ地震が起こった場合は市及び区に災害対策本部が立ち上がりまして、そこから開設の要請をさせていただきます。施設の安全が確認できた場合と、確認できない場合とに分かれますが、確認できた場合は受入れをしていただく、安全でない場合には断念をするという構造となっております。そして自主的な開設、あるいは要請を受けての開設というのがございます。要請を市役所・区役所から要請をした場合の開設と、あるいは連絡手段がなかなか取れない場合に、施設の判断で自主的に開設するというのを書かせていただいているのですが、一時滞在施設の運営として記載の項目を御協力いただこうと思っております。

資料2、3ページの方にお戻りいただきまして、こういった役割分担をまず示させていただきました。そしてその行動ルールを具体的にどう策定していくかというのを、3ページ目の平成24年度、平成25年度と書いた下のところで書かせていただいております。協議会の設置で地域の現況把握、行動ルールの策定の考え方、これから議題にさせていただきますワークショップの開催要項。こちらについて御検討いただきまして行動ルール案に基づくワークショップをまず実際にやってみて、行動ルール案の策定までを平成24年度に手がけていこうと。平成25年度は都市再生安全確保協議会、こちら行動ルールおよび施設整備、簡単に申しますとソフト＋ハードになりますが、この策定に向けた検討を進め、川崎駅での実働訓練の実施による計画の検証を行いまして、都市再生安全確保計画を策定していこうと、この流れで行動ルールの策定を進めていこうと考えております。

議題2については以上になります。

小林座長

はい、ありがとうございました。議題1、議題2とちょっと盛りだくさんで、あまり整理されていないかもしれませんが。まず議題1の方につきましては川崎における現況とその課題。18施設の方々の協力を得ながら把握したのをまとめたものです。議題2の方の行動ルールの策定の考え方というかたちが、こちらについてはこの課題に基づきまして、実際に発災した時にどのように対応すべきであるかということを行動ルールとして整理したものです。今後の川崎市の駅周辺の取り組みにあたりまして、説明の中で都市再生安全確保計画について出てまいりましたが、国の方でこの川崎駅につきましては、国の補助を用

いてこの計画を作り、ソフト的なハード的なものを、それぞれ合わせて計画を作っていくというかたちで、国の補助を得た取り組みということで、それを活用しながら検討を進めていくことを予定しております。実際、国の方でソフト的なもの、またハード的なものにつきましても検討を行うということで、川崎駅周辺の対策を検討していく上で有益な制度かなと思ひまして、国とタイアップしながらこの取り組みを進めていこうと。実際にはこの協議会の中で具体的な行動等は議論していくわけなのですが、更に上の方で国の方も取り組みを進めることによって、その対策等のスピードも図られるのではないかと考えております。国のこの仕組みというのがどういったものなのか分かりにくいこともありますので、今日、国の方から職員みえていますので、ちょっと説明よろしいでしょうか。

国土交通省都市局 小路氏

お世話になります。国土交通省都支局の小路と申します。今日はこのような貴重な場を設けていただきまして有難うございます。今御案内があったとおり、今年度、都市再生特別措置法が改正されまして、去年の震災を受けて川崎駅をはじめとするターミナル駅における帰宅困難者対策というものをひとつの柱に据えて法改正したということでございまして、その概要について、本日、会議の直前に「今回の都市再生特別措置法の改正」というような資料を配布させておりますけれども、簡単ですけれども法改正の趣旨、今申しあげたとおり。それと今回、これを活用してどのような対策を、駅周辺の民間事業者の方々、並びに行政・川崎市さんに活用いただけるかということについて少しお話しさせていただきたいと思ひます。

国土交通省都市局都市局 小林氏

では、国土交通省都市局まちづくり推進課の小林から御説明させていただきたいと思ひます。皆さんお手持ちの資料で、この資料は何回か御覧になった方は多いかと思ひますが、改めまして1枚目の都市再生特別措置法の改正についてということで御説明させていただきます。

今回の都市再生特別措置法という法律がございまして、これは主に都市の国際競争力の強化だとか、馴染み深いところであると都市再生特区、要するに規律緩和だとかですね、あるいは全国まちづくりということで、まちづくり交付金等を使ったまちづくりを進めてきた法律の中でして、今回、東日本大震災の状況を鑑みましてこういった大都市の、官民共同で安全確保の対策が必要だろうということで法改正をさせていただいたところでございます。内容としましては真ん中のところに書いてありますとおり、都市安全確保計画がつかれるということになっております。都市再生緊急整備地域、先ほどから御説明ありました川崎駅の周辺も地域に指定されているわけですが、この地域において、民間事業者、それから官民、川崎市や国も含めて、協議会を開催して都市再生安全確保計画というのがつくれるようになっていると。それに記載された事項について、例えば（容積率規制の緩和

策として) 備蓄倉庫の容積に使う算入が受けられるとか、あるいはですね備蓄倉庫の占用許可の特例が受けられるとか、協定が承継効付きで結べるとか、そういった法律事項も入っていますし、あるいは予算の支援が受けられると。記載した内容について予算の支援が受けられるという制度になっております。予算の方について先ほどちょっとお話しがありましたが一枚はねていただきまして、国土交通省と内閣府の方で2つの省庁からですね補助金が実は出ているのでややこしいのですが、今、川崎市さんの方は内閣府の予算を用いて、まず基礎調査をしていただいているというところがございます。基礎調査をした内容に基づいて、都市再生緊急整備協議会という協議会を作っていただきまして、都市再生安全確保計画を作っていただくと。この中には先ほどから話題になっているとおり、災害発生時のルールを作ったりだとか、あるいは帰宅困難者対策に資する施設を官民共同でどういったところに作っていきましょうとか、こういった対策を計画に盛り込むわけですが、その計画をつくるにあたって、真ん中右側にありますとおり、協議会の開催費用であるとか、専門家の派遣費用、あるいはコーディネートに要する費用というのが補助をさせていただくというかたちになっております。また安全確保計画をつくった暁にはですね、それに基づくソフト対策、下の左側の方ですが補助率1/2、あるいはハード対策については1/3の補助という制度になっています。これはですね、市、あるいは協議会に補助をさせていただくというかたちになっておりまして、残りの負担については市に対して補助をする場合は市にやっていただく必要がありますが、協議会に対してするということになりますと、協議会の方で残りの1/2や2/3の負担をどうするかということは決めていただくかたちになります。以上がごしたいの制度の内容なのですが、それから後ろにちょっと、ずらずらっと資料をつけさせていただいております。こちらについて、いわゆる都市再生安全確保計画の中に、色々な帰宅困難者対策の施設というのがつくれるのではないかと考えておりまして、我々の方でこういったものが帰宅困難者対策に資するハード対策ではないかということで案として挙げさせていただきました。この内容を見ていただき、川崎駅前の帰宅困難者対策を考える上で、もっとこういったものが必要じゃないかですとか、あるいはこの一覧の中で、こういった施設をつくれれば非常に良いのではないかということ、忌憚ない意見をいただきましてですね、このリストは作っている途中ですので、まだ傍聴の方とかにはお配りしていないのですが、こちらの方を、皆様の御意見をいただきながらブラッシュアップしていき、年度内にはこのリストを完成させていきたいと思っております。また、これはハード対策について主にリストアップしておりますが、ソフト対策も重要だと考えております。皆様のルール作りに関する様々な検討費用にも補助できますので、ハードではなくてソフト対策をした方が良いのではないかと。あるいはこういうことはできないのかということがあるれば、忌憚ない御意見をいただきまして、今後、制度の運営をしていきたいと考えています。まだこの制度ができたのが7月ですので我々も民間さま方の意見を聞きながら、よりよい運用をしやすい、人々の安全・安心に繋がる制度運営をしていきたいと考えておりますので、御意見いただければと思います。以上です。

小林座長

はい、有難うございます。今、国のほうからこの制度について説明ありました。先ほどの参考資料 2-1 ですが、38 ページからなのですけれども、京急グループの方でこの防災訓練・鉄道防災訓練を実施したということで、資料を付けさせていただいております。8 月 31 日に合同防災訓練をして、更にお客様向けに全駅飲料水などの備蓄が完了しましたと資料に記載されています。これについて京急電鉄株式会社から補足説明等簡単にお願ひしたいと思います。

京急電鉄総務課 渡辺氏

京急電鉄株式会社総務課の渡辺と申します。今回この資料を載せさせていただいている理由というのはおそらく訓練を行ったということと、その後の備蓄品を配備したということで、どちらかというこの後半の部分、備蓄品の件だと思いますので一番最後の 40 ページを御覧いただければと思います。3. 11 の震災を受けまして、当社の方でも大規模な地震が発生した際の取扱方法等について整理いたしまして、基本的な運用といたしましては、まず全線の点検を行う必要があることから、一旦お客様には駅構外へ出ていただくというのが大前提でございます。その上で駅構内の設備点検をした上で、大きな損傷といいますか、問題がないようでしたらお客様を駅構内の方へ再度一時滞留ということで受入れをしたいと考えております。その際には、基本的にはお客様の御意思で滞留するかしないかを決めていただくのですが、当社の場合、改札前のコンコースが非常に狭いということもありまして改札内も一部受入れたいと考えております。ただし、ホームにつきましては入ってしまったら線路に降りられてしまいますと、その後の復旧作業に支障がでるということで、ホームには基本的には立ち入れないというかたちにしたいと考えておりますので、規制線等張りまして、そういう手当てをしようと考えております。その他、高齢者の方、お子様、それから障がい者の方、妊婦の方等につきましては、必要に応じまして駅事務室等で保護を行いたいと考えております。それ以外のお客様につきましては、コンコース等で待機いただくということで、その際にお配りできるように、備蓄品は 9 月 1 日に防災の日にあわせまして配備したという御案内でございます。40 ページの (2) がそれでございます。飲料水、アルミ製のブランケット、レジャーシートの方を全線の各駅の方に配備しております。1 万 3 千人分がございまして、このうち京急川崎駅につきましては 670 人分ほど配備させていただいております。この 670 人は何かといいますと、駅の受入可能面積で一人当たりの面積を割って、各駅受入可能人数というものを算出しておりますので、川崎駅はその結果 670 人ということでございます。

それ以外の補足でございます。この 1 番に書いてございます周辺の案内図でございますが、こちらにつきましては駅の受入れが出来る出来ないの判断するのに時間がかかること、それから駅周辺の各受入施設様の方の方も、おそらく受入れられるか判断するまでは

時間がかかると思いますので、まずはお客様にどこに行っていただければよいかということをお客様に整理したものでございます。それからですね、3番4番につきましてはどちらかという社内的な部分でございまして、当社の対策本部施設のほうを増設したですとか、あるいは規程を見直しまして、基本的には3.11のときの震度5強ということで、震度5強でああいう状況になるということをお客様に踏まえまして、今までは震度6以上または100ガルと決めていた規程をですね、5強以上と改めまして3.11のような地震がですね、起きて欲しくないのですが、もう一度起きた場合には迅速に対応できるように全体的な意思統一を図ったということでございます。簡単ではございますが以上でございます。

小林座長

はい、有難うございます。続きまして今までの議題1、2ですが、現状把握と国の制度を活用しながらこの帰宅困難者対策協議会、このいろんな仕組みを作っていくと、ハード的なものも国の補助を入れてすることができるということで、来年の動きも示させていただきました。このような行動ルールのたたき台ということで今回お出ししていますが、ではそのたたき台はどうかということを実際に検証していかなければいけないという中で、次回になるのですが議事3でワークショップの開催ということで御用意させていただきましたので、こちらの方について事務局の方から説明させていただきます。

議事3 ワークショップの開催について

川崎市危機管理室訓練担当 阪西課長

川崎市危機管理室訓練担当の阪西と申します。それでは資料3を御覧ください。次の協議会は今、座長が申しましたとおり、ワークショップ形式での開催を予定しております。その目的ですが、地震発生後に想定される駅周辺の多くの帰宅困難者の対応を課題ごと、場面ごとで与えられた状況に応じて皆様方から御意見を申し出ていただき、各組織間の連携や対応での課題の抽出を行い、行動ルールの策定に資するということです。日時が来年1月21日月曜の14時から17時まで。場所が川崎駅東口、川崎フロンティアビル2階の川崎商工会議所2階の第5・6会議室です。ワークショップの概要なのですが、地震発生直後での各施設の安全対策、避難誘導等、駅前滞留者への対応など、時間経過ごとの課題についてグループで話し合っていていただき、評価者の検証を通じて行動ルールの策定につなげていきたいと思っております。参加者なのですが、当然当協議会構成団体に所属する方々なのですが、例えば施設管理にあたる現場の方からですね、より現実的な御意見を期待できるということもありますので、委員の方に必ずしもこだわりません。今日来られている委員の方々以外のいわゆる現場の方でも結構でございます。委員の方がだめだというわけではありませんが、出席者については委員の方には限りません。

次に1枚めくっていただき裏面の別紙1を御覧ください。これがそのワークショップのイメージ図です。ここでは行動ルールの詳細をつめるというよりはですね、行動ルール

の策定に向けて場面場面ごとに与えられた状況下でのみなさまの対応について御意見を申し出ていただく場です。またかならずしも警察、行政、商業施設の対応だけでなく、例えば自主防災組織の方々などは市民目線での対応などについての御意見を申し出てもらいたいと思います。ここにあるのがひとつの案なのですけれども、先ほど行動ルール策定の考え方で申し上げたとおり、自助ステージ、共助ステージ、公助ステージの三段階に分けて、それぞれの段階で検討をしていただきます。そのグループ分けなのですが、例えば行政、警察、商業施設、交通事業者、一時滞在施設からなる同じ構成のグループを3つ作りまして、それぞれのグループごとに課題ごとの検討を行って、このステージごと、段階ごとに発表していただくということを考えております。その自助ステージなのですが、地震が発生しまして、各施設に避難者が発生したとの状況で、施設の安全確認はどうするか、施設利用者の一時退避場所はどこにするかなどの検討していただきます。その時点で警察や自主防災組織は関係ないように見受けられますけれども、関係ないわけではなく、自主防災組織の方々には市民目線で施設にこういった対応をしてもらいたいと考えています。また警察は発災直後での各施設への要望、パニック防止の措置というのが一番最優先にくると思うのですが、そういった要望を出していただいて、そのグループとしての意見をまとめていただきたいと思います。次に公共助ステージなのですが、各施設で連携して駅前滞留者への初期対応の検討といたしますか、駅前滞留者の解消について対応を開始していただきます。そこで各施設の情報をいかに共有するか、また情報受発信拠点となる現地本部を立ち上げるのかどうか、また立ち上げなくて無線や電話等でやりとりするのかといったような検討をしていただきます。第3段階目の公助ステージでは各機関が連携して迅速安全に滞留者を避難誘導するプランを検討していただきます。そこで滞留者への情報発信はどうするのか。当然停電等で電光掲示板が使用できないということもありますし、区役所、駅、開設した一時滞在施設との連絡はどうするのかといったような検討をしていただきます。今後その検討項目を精査して、スムーズにワークショップが進むように、効果的な検討ができるように準備を進めてまいりたいと思います。また、先ほど来申し上げています役割分担たたき台を踏まえて、準備したワークショップの検討内容がかたまり次第、皆様方に個別にご連絡差し上げて、検討の準備をしていただくつもりでありますのでよろしくお願ひします。

小林座長

はい、今ワークショップについて御説明申しあげましたけれども、時系列的に皆様のできること、できないこと、やってほしいこと等々、それぞれステージごとに議論しながら、じゃあ具体的にどうすればよいかというかたちで今後の行動ルールの方に、先ほどたたき台というかたちでお示ししてございますけれども、そこに色付けをすることが行動ルール、この川崎市周辺の行動ルールをつくるために反映させていきたいと考えています。実際の議論の場になりますので、そのような対応でグループワークしながら次回のこの1月の時

にはこういったかたちでワークショップ形式での開催を考えております。

以上、今日非常に盛りだくさんで議題1から3まで、議題1が川崎の課題等についての状況把握、そして議題2で行動ルールのたたき台、また今後は国の補助等を活用しながらこの川崎駅周辺の取り組みを更に進めていこうというかたちで御説明させていただきました。そして議題3でもってこの実際の行動ルールをより具体的に改めて見直すために皆様方に御議論いただくためにワークショップを開催するというかたちで次回の取り組みの説明をさせていただきました。

以上、今日は非常に盛りだくさんだったのですが、用意した議事でございますが、改めて質問の方お受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

いかがでございましょうか。

実際また資料見ていただいて、次回のワークショップの時に本日御説明して申し上げたこと、これを振り返りながら改めて発災直後からどういうふうに対応するかという議論をしていただくこととなりますので、そのときに再度確認ということはできますがよろしいでしょうか。

それではたまたもし何かございましたら事務局の方にお問い合わせいただきたいと思います。そのほか事務局の方から事務連絡等ありますでしょうか。

浅岡係長

本日はお忙しい中ありがとうございます。参考資料3の方につけさせていただいたのですが、ワークショップということで1月の21日に開催ということになっておりまして、別紙で参加者を御報告いただきまして、事務局まで参加者について御報告いただければと思っております。場所は先ほど説明があったとおり、こちらの会場ではなくて川崎駅前の川崎フロンティアビルの2階の第5・6会議室となります。会場確認の方よろしくお願いたします。

それとあと、川崎区、幸区それぞれで事務連絡があります。

川崎区

この後ですけれども、川崎区役所の方のまた帰宅困難者対策部会については10分後、16時半からまたこちらの方で部会を開催させていただきたいと思っておりますので、一旦休憩後こちらの方へお集まりいただきたいと思います。時間といたしましては30分、17時には終了したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

幸区

幸区もですね、前回この終了後に打合せをさせていただいたのですが、今日もお時間を

少しいただきまして、幸区の今までの取り組みについて御報告させていただきたいと思っておりますので、こちらも長くて30分と考えておりますので、お残りいただきまして、トイレ休憩を挟んで16時半から。出ていただきまして一番奥の第4会議室、私どもも立っておりますので、そちらの方でお時間を取っていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

小林座長

それでは以上で第2回川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会終了させていただきます。本日はお忙しい中、有難うございました。また次回もよろしくお願いしたいと思います。

川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会委員出席者

		委員組織名	出席数	
1	交通事業者	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	2	
2		東日本旅客鉄道株式会社川崎駅	1	
3		京浜急行電鉄株式会社	2	
4		京浜急行電鉄株式会社京急川崎駅	1	
5		川崎市交通局	欠席	
6		川崎鶴見臨港バス株式会社	2	
7		東急バス株式会社	1	
8		神奈川県タクシー協会	1	
9	一時滞在施設	川崎市産業振興会館	1	
10		川崎市教育文化会館	1	
11		幸市民館	1	
12		川崎アゼリア株式会社	2	
13	警察	川崎警察署	2	
14		川崎臨港警察署	欠席	
15		幸警察署	1	
16	商業施設等	川崎商工会議所	2	
17		川崎中央商店街連合会	1	
18		川崎駅前商店街連合会	1	
19		幸商店街連合会	欠席	
20		川崎西口商店会	1	
21		株式会社アトレ川崎店	1	
22		川崎日航ホテル	1	
23		株式会社 チッタ エンタテインメント	欠席	
24		ミュージア川崎管理事務所	1	
25		ららぽーとマネジメント株式会社	欠席	
26		ホテルメッツ川崎	欠席	
27		川崎区自主防災組織連絡協議会	欠席	
28		川崎区区民会議	欠席	
29		幸区自主防災連絡協議会	欠席	
30		東日本電信電話株式会社川崎支店	欠席	
31		川崎信用金庫	欠席	
32	川崎市	総務局危機管理室	2	
33		市民・子ども局子ども本部子ども企画課	欠席	
34		環境局収集計画課	欠席	
35		健康福祉局地域福祉課	欠席	
36		まちづくり局市街地整備推進課	3	
37		上下水道局庶務課	1	
		交通局運輸課（川崎市交通局 再掲）		
38		教育委員会事務局庶務課、指導課、健康教育課	3	
39		川崎区	川崎区役所危機管理担当主管	1
			川崎区役所生涯学習支援課 （川崎市教育文化会館 再掲）	
40			川崎消防署（川崎区役所危機管理担当）	1
41	臨港消防署（川崎区役所危機管理担当）	1		
42	幸 区	幸区役所危機管理担当主管	1	
		幸区役所生涯学習支援課（幸市民館 再掲）		
43		幸消防署（幸区役所危機管理担当）	1	
	事務局	総務局危機管理室	3	
		川崎区役所危機管理担当	4	
		幸区役所危機管理担当	3	